

平成 10 年度厚生科学研究補助金「周産期医療体制に関する研究」
分担研究報告書
「周産期医療体制に関する研究」

分担研究者 多田 裕 東邦大学医学部教授

研究要旨：周産期医療整備事業による地域の周産期医療システム整備上の問題点を検討し、次の結論をえた。

- 1) NICU に関しては、後方病床に相当する部分の医療費の改善が必要であり、これは地域周産期母子医療センタ - の整備にも役立つ。
- 2) 母体胎児集中治療室に関しては、産婦人科集中治療の特殊性を考慮した施設基準の見直しが望ましい。
- 3) 周産期医療に携わる医師を確保するために、センタ - 施設の定員枠の拡充が必要である。

A．研究目的

周産期医療整備事業により各地で周産期医療システムの整備が計画され、実施に移された地域もある。しかし、現状では実施要項通りの整備が困難な地域も多い。そこで、地域の周産期医療システムを整備を促進するために、現在の問題点と今後の改善策を明らかにすることを目的に研究を行った。

B．研究方法

班として全国の周産期医療施設の実態調査を行うとともに、関係班員および専門家の参加を求め分担研究班を組織し検討すると共に、フォ - ラムを開催し問題点について討論した。

C．研究結果

周産期医療システム整備に関する分担研究班の討論の結果は次の通りである。 1) 国の補助金が交付されるセンタ - は当面、都道府県に 1 カ所であるが、人口が多い地域では複数の周産期医療のセンタ - の整備が必要であり、これらの施設には都道府県からの運営補助金が必要である。 2) 後方病床の 8 床当たり常時 1 名の看護婦の配置は医療機関の負担が大きいので、新生児集中治療室管理室に準じた医療費の加算（例えば新生児強化治療室管理加算）が必要である。地域周産期母子医療センタ - にも、これに準じた加算が認められれば、その整備の促進が期待される。 3) 母体胎児集中治療室（MFICU）に関しては、現状の規定通りの整備が可能な施設がない地域が多い。このような地域では、新生児集中治療室（NICU）が整備され、かつ今後の整備計画が妥当であれば、当面は MFICU が 9 床に満たなくてもセンタ - に指定することが必要である。 4) 現在の社会保険上の MFICU の施設基準は、プライバシ - が必要な産婦人科重症患者の特殊性を反映していない。1 床あたり 15 m²を有する区画の

中に、病床間の隔壁、通路部分、看護記録部門などを含むことが適当であり、常時 3 床に 1 名の看護婦が勤務していれば、このような施設でも集中治療は可能である。 5) 各地の周産期医療施設の医師不足の実態が明らかになった。解決策として定員枠を拡充し、周産期医療を目指す若手医師の養成が緊急に必要である。

D．考察

総合周産期母子医療センタ - は都道府県に 1 カ所とされているが、人口の多い都道府県では 1 カ所のみで全ての重症症例を扱うことは出来ず、複数のセンタ - の設置が必要である。一方、地域によっては、現在の様な規模のセンタ - を整備することが不可能な地域もある。しかし、地域の周産期医療の中心となる施設の整備は、他の周産期医療施設の機能を維持向上させるためにも必要である。このため、NICU がすでに整備されている場合には、MFICU 病床数が規定より少なくても後方病床を利用した医療が可能であり、センタ - に指定し、地域からの要請に従い実績が向上するに従って整備を進めることも必要である。また、産婦人科医療の特殊性を考慮した MFICU の基準の変更の必要性は、周産期医療現場からの要望が強く、早急に検討が望まれる。また、各施設の実態調査から、医師の確保が最重要課題となっており、定員枠の拡充が早急に必要である。

E．結論

今後地域の周産期医療の整備を行うためには、地域の中心となるセンタ - 施設を整備することがまず必要である。このために地域の周産期医療の現状に合った地域周産期医療施設の整備と要員確保のための対策が必要であり、その方策につき検討し提言した。